

第4次

## 富山市障害者計画

第6期

## 富山市障害福祉計画

第2期

## 富山市障害児福祉計画

## I 計画の概要と基本理念

## 1 計画の性格

「第4次富山市障害者計画」は、長期的視点に立って障害者の生活全般にわたる支援を行うための諸施策を規定する総合的な計画です。

また、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」は、成果目標及び障害福祉（障害児福祉）サービス並びに地域生活支援事業の具体的なサービス見込量等を設定するものであり、「第4次富山市障害者計画」の基本施策3「生活の質の向上に向けて」の実施計画という性格を有しています。

## 2 計画の期間

「第4次富山市障害者計画」の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。また、「第6期富山市障害福祉計画」及び「第2期富山市障害児福祉計画」の期間は、国の指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

|         | 平成<br>27<br>年度 | 平成<br>28<br>年度 | 平成<br>29<br>年度 | 平成<br>30<br>年度 | 令和<br>元<br>年度 | 令和<br>2<br>年度 | 令和<br>3<br>年度 | 令和<br>4<br>年度 | 令和<br>5<br>年度 | 令和<br>6<br>年度 | 令和<br>7<br>年度 | 令和<br>8<br>年度 |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 障害者計画   | 第3次            |                |                |                | 第4次           |               |               |               |               |               |               |               |
| 障害福祉計画  | 第4期            |                | 第5期            |                | 第6期           |               | 第7期           |               |               |               |               |               |
| 障害児福祉計画 |                |                |                | 第1期            |               | 第2期           |               |               | 第3期           |               |               |               |

## 3 計画の基本理念

富山市では、障害のある人もない人も、誰もが社会を構成する一員として自立し社会参加できるよう、障害のある人への理解促進の取組や、障害福祉サービスをはじめとした必要な支援の提供を行っています。また、障害のある人の自己決定を尊重し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、在宅生活の支援体制の整備を行っています。さらに、障害のある人の意思疎通や情報の入手及び利用に関する支援を行うことにより、障害のある人の社会参加の機会の拡大を図っています。これらの取組により、障害の有無にかかわらず、誰もが支え合い共に生きる社会の実現をめざします。

基本  
理念

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を  
尊重し合える地域共生社会の実現をめざして



## Ⅱ 第4次障害者計画

### 基本施策1 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会を実現するためには、障害に対する理解の促進が不可欠ですが、障害に対する理解は未だ十分には進んでおらず、差別や偏見がなくなっていない現状があります。また、成年後見制度の利用をはじめとする障害のある人の権利擁護の推進も課題となっています。

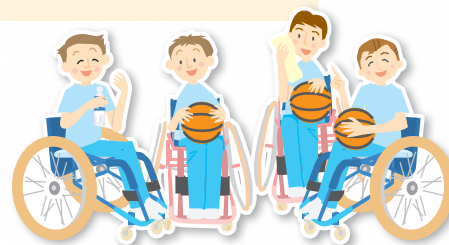
障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える共生社会を実現するため、障害のある人への理解促進及び権利擁護の推進に努めていきます。

**施策1** 差別の解消(障害に対する理解促進／障害を理由とする差別の禁止／福祉教育の推進)

**施策2** 権利擁護の推進(権利擁護システムの構築／市民参加・政治参加)

**施策3** 虐待の防止

**施策4** ボランティア活動(ボランティア意識の醸成／ボランティアの育成)



### 基本施策2 バリアフリー化の促進に向けて

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境を実現するために、障害のある人が快適かつ安全に生活できる住環境の整備、移動しやすい環境の整備、障害のある人に配慮したまちづくり、防災・防犯や感染症の拡大防止対策の推進等を通じ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進めることが求められています。障害のある人が情報の入手や意思疎通を円滑に行えるようにする「情報のバリアフリー化」が課題のひとつとなっており、情報提供の充実や意思疎通支援を担う人材の育成を推進する必要があります。

障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちとなるよう、バリアフリー化の促進に向けた施策に取り組めます。

**施策1** 情報提供(情報提供の充実／意思疎通手段の確保)

**施策2** すべての人にやさしい街づくり(公共交通機関の整備／みちの整備／建築物の整備／公園、水辺空間等オープンスペースの整備)

**施策3** 住環境の整備(民間住宅への助成／市営住宅の改善等)

**施策4** 防災・防犯対策(在宅の障害のある人に対する防災対策／障害者支援施設における防災と感染症対策／防犯対策の推進)



### 基本施策3 生活の質の向上に向けて

障害のある人が支援を必要とする分野は多岐にわたり、また、障害のある人を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。その中で、障害のある人が自らの生活を自らの意思で選択・決定し、希望する生活を実現できるよう、総合的・専門的な相談支援体制の充実が求められています。また、よりよいサービスを安定的に提供していけるよう、研修の実施等を通じた人材の確保や養成も課題となっています。

障害のある人の生活の質を向上できるよう、関係機関同士の連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

**施策1** 相談支援体制(総合的な相談支援体制の充実)

**施策2** 生活支援サービス(在宅サービスの充実/生活の場の確保・充実/施設サービスの見直し/福祉用具等の利用促進/経済的支援)

**施策3** 推進基盤の整備(専門職の確保と養成/体制の整備と連携/切れ目のない一貫した支援)

### 基本施策4 保健・医療の充実に向けて

障害のある人が適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。また、障害の原因となる疾病等の予防や治療、障害の早期発見のために関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていきます。

**施策1** 保健・医療(障害の予防と早期発見・早期治療の推進/健康管理・増進施策の充実/医療サービスの充実/リハビリテーションの充実/精神保健・医療施策の充実)

### 基本施策5 自立と社会参加の促進に向けて

障害のある子どもへの療育・教育では、個々の発達段階や能力に応じた支援を行うことが重要であり、早期からきめ細かな切れ目のない支援を提供する体制の整備が求められています。また、障害のある人が、自身の希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できるよう、雇用・就労における支援の一層の充実を図っていく必要があります。

障害のある人が自立し、希望する形で社会に参加できるよう、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・レクリエーション、文化に関わる施策を推進していきます。

**施策1** 療育・教育(療育・幼児教育の充実/学校教育の充実/社会教育の充実/特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備)

**施策2** 雇用・就労(一般就労の拡大と支援/福祉的就労の充実)

**施策3** スポーツ・レクリエーション、文化(スポーツ・レクリエーションの振興/文化活動への参加促進/公共施設の有効利用)

### Ⅲ 第6期障害福祉計画

#### 1 成果目標の設定

##### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目   | 数値          |
|--|-------------|
| 令和元年度末時点の入所者数                                | 436人        |
| 令和5年度末までに地域生活へ移行する人数<br>(令和元年度末時点の入所者数の6%以上) | 27人<br>6.2% |
| 令和5年度末の入所者数の削減数<br>(令和元年度末時点の入所者数の1.6%以上)    | 7人<br>1.6%  |

##### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 項目  | 数値等              |
|---|------------------|
| 令和5年度までにおける保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数              | 1回/年             |
| 保健・医療(精神科、精神科以外の医療機関別)・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数 | 各関係機関より多くの参加者を募る |
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数             | 1回/年以上           |
| 精神障害者の地域移行支援の利用者数                               | 2人               |
| 精神障害者の地域定着支援の利用者数                               | 41人              |
| 精神障害者の共同生活援助の利用者数                               | 141人             |
| 精神障害者の自立生活援助の利用者数                               | 8人               |

##### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

| 項目                                 | 数値   |
|------------------------------------|------|
| 令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の整備か所数           | 1か所  |
| 令和5年度末までの間の、地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討回数 | 1回/年 |



#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

| 項目   | 数値            |
|--|---------------|
| 令和5年度における一般就労への移行者数<br>(令和5年度中に令和元年度実績(51人)の1.27倍以上)   | 65人<br>1.27倍  |
| 令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数<br>(令和5年度中に令和元年度実績(23人)の1.30倍以上)                               | 30人<br>1.30倍  |
| 令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数<br>(令和5年度中に令和元年度実績(18人)の1.26倍以上)                             | 23人<br>1.28倍  |
| 令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数<br>(令和5年度中に令和元年度実績(7人)の1.23倍以上)                              | 9人<br>1.29倍   |
| 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者<br>(65人)のうち、就労定着支援事業の利用者数の割合<br>(一般就労に移行する人のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用) | 46人<br>70.8%  |
| 令和5年度末の就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所の割合<br>(就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上)                                   | 5事業所<br>71.4% |

#### ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

| 項目                              | 数値等    |
|---------------------------------|--------|
| 総合的・専門的な相談支援の実施等の確保の有無          | 有      |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 800件/年 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数            | 9件/年   |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数           | 2回/年   |

#### ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

| 項目   | 数値等     |
|--|---------|
| 富山県が実施する研修の参加や富山県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数             | 担当課職員   |
| 障害者自立支援審査支払等システム等の事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 | 有<br>1回 |
| 指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有体制の有無及びそれに基づく共有回数         | 有<br>1回 |

## 2 障害福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービスの見込量

単位:利用者数(人/月)

| サービス名                   | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | サービス内容   |
|-------------------------|-------|-------|-------|--|
| ① 居宅介護                  | 299   | 304   | 309   | 障害のある人に自宅で入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。                 |
| ② 重度訪問介護・<br>重度障害者等包括支援 | 18    | 19    | 20    | 重度の障害のため常時介護を必要とする人に自宅で介護、移動等を総合的に行います。        |
| ③ 同行援護                  | 42    | 44    | 46    | 視覚障害のある人の外出時に同行し、移動の援護等を行います。                  |
| ④ 行動援護                  | 27    | 31    | 35    | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護等を行います。 |

### (2) 日中活動系サービスの見込量

単位:利用者数(人/月)

| サービス名      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | サービス内容   |
|------------|-------|-------|-------|--|
| ① 生活介護     | 930   | 940   | 950   | 常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ等の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。                       |
| ② 自立訓練     | 機能訓練  | 7     | 7     | 自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。                |
|            | 生活訓練  | 42    | 43    |  |
| ③ 就労移行支援   | 90    | 95    | 100   | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。                     |
| ④ 就労継続支援A型 | 550   | 555   | 560   | 一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。(A型は主に雇用契約を結ぶもの。) |
| ⑤ 就労継続支援B型 | 885   | 920   | 955   |  |
| ⑥ 就労定着支援   | 40    | 50    | 60    | 一般就労へ移行した障害者について、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、指導・助言等を行います。                 |
| ⑦ 療養介護     | 93    | 93    | 93    | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の世話をを行います。                       |
| ⑧ 短期入所     | 120   | 125   | 130   | 介護を行う人が病気の場合等に、障害のある人を短期間、施設で入浴、排せつ等の介護等を行います。                           |

### (3) 居住系サービスの見込量

単位:利用者数(人/月)

| サービス名    | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | サービス内容  |
|----------|-------|-------|-------|---|
| ① 自立生活援助 | 5     | 10    | 15    | ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な巡回訪問等により情報提供や助言等を行います。 |
| ② 共同生活援助 | 364   | 378   | 392   | 夜間や休日、共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行います。                 |
| ③ 施設入所支援 | 432   | 430   | 429   | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。              |

### (4) 相談支援の見込量

単位:利用者数(人/月)

| サービス名    | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | サービス内容                                    |
|----------|-------|-------|-------|---|
| ① 計画相談支援 | 950   | 970   | 990   | 障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成や見直しを行います。   |
| ② 地域移行支援 | 2     | 3     | 4     | 入所や入院している障害のある人の地域生活に移行するための相談を行います。      |
| ③ 地域定着支援 | 44    | 46    | 48    | 単身で居宅生活する障害のある人が地域生活を継続していくための各種の支援を行います。 |

## Ⅳ 第2期障害児福祉計画

### 1 成果目標の設定

#### ● 障害児支援の提供体制の整備等

| 項目と考え方                                     | 目標値   |
|--|-------|
| 令和5年度末までの児童発達支援センターの整備か所数                  | 2か所   |
| 令和5年度末までの保育所等訪問支援事業の整備か所数                  | 2か所   |
| 令和5年度末までの主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備か所数     | 4か所以上 |
| 令和5年度末までの主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備か所数 | 5か所以上 |
| 令和5年度末までの医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置か所数       | 1か所   |
| 令和5年度末までの医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数          | 1名以上  |

### 2 障害児支援の見込量

#### (1) 障害児通所支援の見込量

単位:利用者数(人/月)

| サービス名              | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | サービス内容                                    |
|--------------------|-------|-------|-------|---|
| ① 児童発達支援           | 385   | 400   | 415   | 日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います。               |
| ② 医療型児童発達支援        | 2     | 2     | 2     | 児童発達支援や治療を行います。                           |
| ③ 放課後等デイサービス       | 760   | 820   | 880   | 学校に在学する障害児に、放課後や夏休み等の長期休業中の居場所づくりを行います。   |
| ④ 保育所等訪問支援<br>※人/年 | 22    | 24    | 26    | 支援を必要とする障害児に、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。  |
| ⑤ 居宅訪問型児童発達支援      | 1     | 2     | 3     | 重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に、居宅を訪問して発達支援を行います。 |

#### (2) 障害児相談支援の見込量

単位:利用者数(人/月)

| サービス名   | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | サービス内容   |
|---------|-------|-------|-------|--|
| 障害児相談支援 | 365   | 380   | 395   | 障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。 |



## V 地域生活支援事業

(第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画に位置づけた事業)

| 区分       | サービス名      | サービス内容                        |  |
|----------|------------|-------------------------------|--|
| 地域生活支援事業 | 必須事業       | ① 理解促進研修・啓発事業                 | 障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。  |
|          |            | ② 自発的活動支援事業                   | 障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。  |
|          |            | ③ 相談支援事業                      | 障害のある人や児童の保護者・介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。  |
|          |            | ④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業 | 知的障害または精神障害等の理由で判断能力が不十分な人に対し、申立てを行うとともに、申し立てに要する経費や後見人等の報酬を助成します。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制の整備や障害のある人の権利擁護に努めます。 |
|          |            | ⑤ 意思疎通支援事業                    | 障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣及び設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。  |
|          |            | ⑥ 日常生活用具給付事業                  | 「入浴担架、特殊寝台等」「入浴補助用具、便器等」「電気式たん吸引器等」「携帯用会話補助装置等」「ストーマ用装具、紙おむつ等」「住宅改修費」の6種類に大別されます。  |
|          |            | ⑦ 手話奉仕員養成研修事業                 | 手話入門講座・手話基礎講座を開催し、手話奉仕員を養成します。   |
|          |            | ⑧ 移動支援事業                      | 社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。   |
|          |            | ⑨ 地域活動支援センター機能強化事業            | 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の場を提供します。   |
|          | 任意事業       | ⑩ 訪問入浴サービス事業                  | 入浴が困難な障害のある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。  |
|          |            | ⑪ 日中一時支援事業                    | 障害のある人に日中活動する場の提供と家族のレスパイトを行います。   |
|          |            | ⑫ 生活訓練等支援事業                   | 知的障害者福祉事業、精神障害者支援事業、障害者福祉プラザで生活訓練事業を行い、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。  |
|          |            | ⑬ 社会参加支援事業                    | スポーツ・レクリエーション教室の開催、点字・声の広報等の発行、点訳奉仕員等を養成する講習会の開催を通して、社会参加を支援します。   |
|          |            | ⑭ 自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業     | 自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部や自ら運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成します。   |
|          |            | ⑮ 障害児等療育支援事業                  | 身近な地域で療育相談・指導が受けられるよう療育体制の充実を図るとともに、関連する療育機関との連携を図ります。   |
|          |            | ⑯ 児童発達支援センター機能強化事業            | 乳幼児発達支援相談事業、発達障害児相談支援事業、事業者のネットワークづくり事業などを継続して実施します。   |
|          | 地域生活支援促進事業 | ⑰ 障害者虐待防止対策事業                 | 障害者自立支援協議会に「権利擁護部会」を設置し、関係機関等による情報共有のための連携体制の整備や障害者虐待に関する課題等について協議します。   |

### 第4次富山市障害者計画・第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画 概要版

発行日／令和3年3月

編集・発行／富山市 福祉保健部 障害福祉課

〒930-8510 富山市新桜町7番 38号

TEL 076-443-2254 FAX 076-443-2143